

# 小牧税務署が収支内訳書提出を督促！

小牧税務署は6月17日付で「書類の提出について」という文書を送付しました。これは収支内訳書の提出を督促するもので、「行政指導」として提出を求めながら提出期限を区切り（7月1日まで）、一般論ではありますが、わざわざ「調査の実施」について言及しています。開封して不安をかき立てられた方もいるのではないのでしょうか。



小牧税務署の送付した「書類の提出について」は法定外文書で、納税者をいたずらに不安にさせるものです。尾北民商は毎年の小牧税務署との交渉で、「収支内訳書が未提出であることのみをもって税務調査をすることは無い」と確認しています。

収支内訳書の提出を巡って第101国会・衆参大蔵委員会は「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」との付帯決議を行っています（衆院1984年3月28日・参院31日）

また収支内訳書の提出を迫った事件で、国税庁は「収支内訳書の未提出をもって、あたかも税額控除が受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないように万全の指導に努めてまいります」と答弁しています。（第161国会・衆院財務金融委員会）

**尾北民商ニュース**

2022年  
6月27日号

TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

# 所得急減なら予定納税減額申請の検討を！

昨年度の所得税および復興特別所得税の金額が15万円以上だった人は、税務署から予定納税の通知が届いていると思います。予定納税を納付した分は、来年の令和4年度分の確定申告で発生する納税分から差し引きます。これを納付せずに放置しておくと滞納になります。



なお、昨年よりも今年の所得見込みが大きく下がっているという人は、この予定納税の減額申請を行えます。その年の6月30日の現況で判断し、本年度の税額が予定納税額よりも少なくなる見込みなら、7月15日までに税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出しましょう。

申請を検討したい人は、民商にご相談ください。

# 官邸と財務省に緊急要請はがき第一弾を送付！

消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める緊急要請書に協力してくれた皆さん、ありがとうございます。6月20日（月）に、まず第一弾として岸田首相あてに16人分、鈴木財相あてに21人分をそれぞれ官邸と財務相へ郵送しました。

来年10月にインボイス制度が実施されれば、年の売上が1千万円以下の全ての業者、一人親方、フリーランスが、業者間の商取引から排除されるか、自ら消費税課税業者となって納税の負担を負うかの選択を迫られます。何百万の業者が廃業に追い込まれかねないインボイス制度の実施によって、財務省は消費税収が約2千4百億円増えると見込んでいます。

消費税は富裕層ほど実質負担の軽くなる逆進税です。その税収は社会保障のためではなく、赤字の穴埋めと法人税の減税に使われてきまし

た。資本金10億円以上の企業の内部留保は、2021年9月1日の財務省発表によれば466兆円に達し9年連続で増え続けています。（2012年度は304.5兆円）

業者の声を集めて選挙の結果でインボイス制度を中止させ、消費税減税を実現しましょう。要請ハガキもまだまだ募集しています。ご協力をお願いします。

<p>63円切手を貼ってください</p> <p>100-0014</p> <p>東京都千代田区永田町2-3-1 首相官邸 内閣総理大臣 岸田文雄 殿</p> <p>氏名 住所 差出人</p>	<p>63円切手を貼ってください</p> <p>100-8940</p> <p>東京都千代田区霞が関3-1-1 財務省 財務大臣 鈴木俊一 殿</p> <p>氏名 住所 差出人</p>	<p>消費税減税とインボイス制度の実施中止を緊急要請書</p> <p>コロナ禍や物価高騰などにより国民・小規模事業者の暮らしと営業は苦しくなるばかりです。世界では付加価値税（消費税）を引き下げる動きが広がっています。ところが財務省は、インボイス制度を実施して、消費税収を2480億円も増やそうとしています。インボイス制度は年間売上高1000万円以下の小規模事業者やフリーランスを課税業者に仕立て上げて消費税を搾り取るという計画です。岸田首相は、消費税の増税分について「基本的に消費者が負担する」と答弁しています。つまり、インボイス制度は税率変更を伴わない増税策です。さらなる負担増には耐えられません。消費税減税とインボイス制度の実施中止を決議してください。</p> <p>(のりこ)</p>
---	--	---